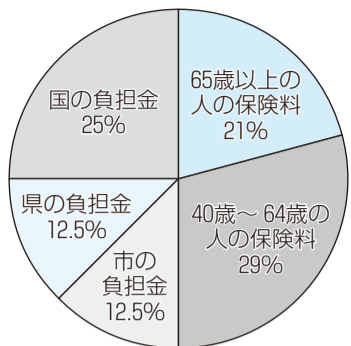


### 介護保険料 (24~26年度)

段階	対 象	年額(円)
1	生活保護か老齢福祉年金受給者	21700
2	世帯全員が 市民税非課税者	80万円以下
3		120万円以下
4		120万円超
5	本人は市民税非課 税で世帯内に市民 税課税者がいる	80万円以下
6		80万円超
7	本人が 市民税課税者	190万円未満
8		300万円未満
9		400万円未満
10		500万円未満
11		600万円未満
12		700万円未満
13		800万円未満
14		900万円未満
15		1000万円未満
16		1000万円以上

### 保険料の内訳



**介護サービスの利用者負担**  
(原則、費用の1割負担)

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費により、介護を社会全体で支え合う仕組みで、市が保険者として運営しています。介護や介護予防が必要と認定されたときには、原則として費用の1割を支払って介護サービスを利用できます。保険料は3年ごとに見直しており、24~26年度は表のとおり決定しま

# みんなで支え合う介護保険 新しい保険料が決定

## 65歳以上の方

介護保険料額決定通知書をお手元に届きます。6月中旬に郵送します。①年金からの差し引き(特別徴収) 老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給している方が対象で、偶数月

に支給される年金から差し引きます。昨年度に年金から差し引かれた方は、本来、今年2月と同額の保険料が4・6・8月分の年金から差し引かれますが、今年度は4月と異なる額が6・8月に差し引かれます(仮徴収)。

この仮徴収分を引いた残額を10・12・来年2月に分けて差し引きます(本徴収)。今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、誕生日や転入日によって

特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。②金融機関での支払い(普通徴収) 特別徴収の対象でない方には納付書(6月~来年3月分)を郵送しますので、金融機関に持参して納めてください。口座振替を希望する方は金融機関にある用紙に記入し押印の上、金融機関窓口へ提出してください。

特別徴収対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度新しく特別徴収の対象となる方は10月以降の年金から保険料が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

## 40歳~64歳の方

医療保険料(国民健康保険税など)と一緒に納めることになっていきます。算出方法や金額は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

特別徴収対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度新しく特別徴収の対象となる方は10月以降の年金から保険料が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

特別徴収対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度新しく特別徴収の対象となる方は10月以降の年金から保険料が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

## 国民健康保険税 納税義務者は世帯主です

国民健康保険税とは、納税義務者である世帯主が納める保険料を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①~③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40~64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額。

65歳~74歳の国保被保険者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金から差し引きます。①~⑤のすべてに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、その時点で国保の資格を失うため対象外です。

①国保の被保険者全員が65歳~74歳②世帯主が国保に加入している③年金額が年18万円以上④介護保険料を年金から差し引かれている⑤保険料と介護保険料の合計額が、年金給付額の2分の1を超えない。

軽減の基準と割合(表2)などは、前年度と変わりません。

保険税率(表1)や保険料軽減の基準と割合(表2)などは、前年度と変わりません。

表1 保険料の税率・金額・限度額

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.0%	1.7%	1.25%
	(総所得金額-33万円) × 上の率		
均等割額	1万6500円/人	6500円/人	6000円/人
平等割額	1万9000円/世帯	7000円/世帯	6000円/世帯
限度額	51万円	14万円	12万円

倒産や解雇など非自発的に失業(離職)し、①~③のすべてに該当する加入者は、軽減を受けることができます。高年齢受給資格者と特別受給資格者は対象外です。

## 非自発的失業(離職)者に対する軽減制度

特別徴収対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度新しく特別徴収の対象となる方は10月以降の年金から保険料が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

## 6月中旬に納税通知書発送

特別徴収対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度新しく特別徴収の対象となる方は10月以降の年金から保険料が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

## 住宅用火災警報器 設置しましたか

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、6月で1年が経過しました。23年6月時点での市内設置率は推計74.5%で、県平均70.6%を上回っていますが、未設置の住宅も見受けられます。

市内でも、設置されていたために火災という大事に至らなかったという事例があります。大切な家族の命や財産を守るため、設置と管理をお願いします。管理方法は①ボタンを押したり、ひもを引いたりするなど、適切に鳴ることを定期的に確認する②警報器にほこりが付くと誤作動や感度の低下につながるため、汚れが目立ったら乾いた布でふき取る、などです。

図予防課 ☎76・2165。



①平成21年3月31日以降に失業②失業時に65歳未満③雇用保険を受給し、特定受給資格者が特定理由で離職者に該当(雇用保険受給資格者証の離職理由コードによる)。

表2 保険料軽減の基準と割合

基 準	割合
世帯主(※1、以下同じ)と被保険者(特定同一世帯所属者※2含む)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A = 24万5000円 × (世帯主以外の被保険者数 + 世帯主以外の特定同一世帯所属者数) + 33万円	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B = 35万円 × (世帯に属する被保険者数 + 世帯に属する特定同一世帯所属者数) + 33万円	2割

※1 被保険者でない「みなし世帯主」を含む  
※2 国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと